

## ふれあいスペース宮前 利用者会設置要綱

### (名称)

第1条 本会は、「ふれあいスペース宮前利用者会」（以下「利用者会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 利用者会は、利用者がふれあいスペース宮前（以下「スペース」という。）を自主的に運営するためにふれあいスペース宮前運営委員（以下「運営委員」という。）を選任し、その活動を支援することを目的とする。

### (事業)

第3条 利用者会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) スペースの運営を支援する運営委員を選出し、支援すること。
- (2) 総会の決議を行うこと。
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

### (構成員)

第4条 利用者会は、スペースを利用する団体（以下「利用者」という。）で構成する。

### (入会)

第5条 利用者会への入会を希望する団体は、ふれあいスペース宮前利用規約第4条に定める方法により申請し、ふれあいスペース運営委員会（以下「運営委員会」という。）から承認を受けるものとする。

### (運営委員)

第6条 利用者会は、運営委員を5名以上8名以内で選出する。

- 2 運営委員は、利用者会会員及び地域住民の互選とし、任期を2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 運営委員は運営委員会を組織し、次の役員を置く。
  - (1) 委員長 1名
  - (2) 副委員長 2名（1名は事務を担当する。）
  - (3) 会計担当 1名
  - (4) 監事 1名
- 4 運営委員が欠けた場合における補充は利用者会会員または地域住民から充

てることとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(総会)

第7条 運営委員会委員長は利用者会総会（以下「総会」という。）を毎年度招集する。

2 総会は、次の事項について決議する。

- (1) ふれあいスペース宮前利用者会設置要綱、ふれあいスペース宮前運営委員会設置要綱及びふれあいスペース宮前利用規約の制定及び改正
- (2) 前年度決算及び事業報告並びに次年度予算の承認
- (3) 運営委員の選任
- (4) 利用者資格の剥奪
- (5) 運営委員会が定めたスペースの運営及び利用に関する事項の承認
- (6) その他スペースの運営及び利用に関して必要な事項

3 運営委員会委員長は、必要のある場合には、臨時総会を招集することができる。

4 総会は、利用者の過半数が出席し、出席した利用者の過半数の議決をもって決議する。

5 団体は代表者1名の出席をもって当該利用者の出席とみなし、1議決権を行使できる。

(会計年度)

第8条 利用者会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(決算)

第9条 運営委員会は、毎会計年度の決算書を作成し、監事の監査を受けた後総会に提出し、承認を得るものとする。

(予算)

第10条 運営委員会は、次年度の予算を作成し、総会に提出して承認を得るものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、利用者会に関し必要な事項は運営委員会が定める。

附則

この規約は、平成21年4月18日から施行する。

この規約は、令和2年10月6日から施行する。